

山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外(9)

目 次

規 則

○山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する	
規則(学事文書課)	··· 1
○山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(地域医療対策課)	3
○山形県財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…同
訓令	
○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・(学事文書課)	5
告示	
○平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1PV	U

規則

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年3月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

- 第1条の2 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。
- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 - (1) 法人の役員及び職員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設 及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 5 法第13条第4項に規定する監査報告(以下「監査報告」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 監事の監査の方法及びその内容
 - (2) 法人の業務が法、条例、規則その他の法令及び定款(以下「法令等」という。)に従って適正に実施されているかどうか及び法第25条第1項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

- (3) 法人の役員の職務の執行が、法令等に適合して行われることを確保するための体制その他当該法人の業務の 適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第1条の3 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、条例及びこの規則並びに定款の規定に基づき 知事に提出する書類とする。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第11条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

- 第11条の2 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報
 - イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要
 - ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
 - ハ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)
 - ニ 在学する学生の数
 - ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
 - へ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数
 - ト非常勤職員の数
 - (2) 財務諸表(法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。) の要約
 - (3) 次に掲げる財務情報
 - イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
 - (4) 事業に関する説明
 - イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関する事項

第12条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第15条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。

本則に次の3条を加える。

(内部組織)

- 第20条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める法人の内部組織は、次に掲げる現に存する理事長の直近下位 の内部組織(次項において「現内部組織」という。)であって、同号に規定する再就職者(離職後2年を経過し た者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。
 - (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 山形県立米沢栄養大学
 - (4) 山形県立米沢女子短期大学
 - (5) 山形県立保健医療大学
- 2 直近7年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる理事長の直近下位の内部組織であって、再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第21条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める法人の管理又は監督の地位にある職は、法人の教育研究上の 重要な組織の長の職、法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける職又はこれに準ずる職 として法人が定める職とする。

(業務実績等報告書)

- 第22条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各 号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。
 - (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業 年度に係る年度計画に定めた項目
 - (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を 行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を 行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県規則第44号

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成17年7月県規則第57号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号を次のように改める。

(2) 山形県立中央病院救命救急センター

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に、「及び健康長寿推進課」を「、健康づくり推進 課及び長寿社会政策課」に改める。

第6条第1項中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に、「及び健康長寿推進課」を「、健康づくり推進課及び 長寿社会政策課」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に、「及び健康長寿推進課」を「、健康づくり推進課及び長寿社会政策課」に、「教育庁総務課)」を「教育庁総務課、教育庁義務教育課及び教育庁特別支援教育課にあつては教育庁義務教育課)」に、同項出納員として指定する職の欄中「総務主査、企画振興部統計企画課」を「主査、企画振興部統計企画課」に改め、「、教育庁全国高校総体推進課にあつては企画専門員」を削り、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主事、同職」を「主任主事又は主事、同職」に、「企画振興部市町村課にあつては主事(予算担当)、企画振興部統計企画課にあつては主任主事(予算担当)」を「企画振興部の市町村課及び統計企画課にあつては主事(予算担当)」に、「あつては主事(予算担当)」を「あつては主事(予算担当)」を「あつては主事(予算担当)」に、「及び教育庁全国高校総体推進課にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主査」を「にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主査」を「にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主査、を「にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主査、教育庁スポーツ保健課にあつては総務専門員」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号ロ及びへ中「こと」を「こと(同項第14号に掲げる経費に係るものにあつては警察本部警務部会計課に置く出納員に限る。)」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「室長補佐」を「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)」に改め、同表第4項代決する出納員として指定する職の欄中「西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課にあつては総務専門員、」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号ハ及びホ中「及び第12号」を「、第12号及び第14号」に改め、同表第6項中

「 置賜総合支 総務専門
「病害虫防除 総務主査 主査 を 病害虫防除 総務主査 上席の主 に、 氏主査 」に、
最上教育事 総務係長 主任主事 を 最上教育事 総務係長 主査 に、 なが 3 また。 また。
「 教育センタ 総務係長 主任主査 を
「 神室少年自 庶務係長 主事 を 神室少年自 庶務係長 所長 だ、 なの家 に、
「 左沢高等学 事務長 校
「 北村山高等 総務主査 主任主事 に、主査)を 査) に、 」
「 南陽高等学 総務主査 主査 を 南陽高等学 総務主査 主事 に、
長井高等学 総務主査 主査 校 長井工業高 等学校 等学校 年本 上任主事 を 長井工業高 事務次長 主査 字学校 上査 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
小国高等学 主査
「 鶴岡北高等 主査 主事 に、 加茂水産高 事務次長 主任主査 を 学校 当 に、 等学校 ま任主査 を まを まを まを まを まを まを まを
加茂水産高 事務次長 主事
山形聾学校 事務部次 上席の主 山形聾学校 事務部次 主任主事 長 事 長 長 酒田特別支 事務次長 上席の主 査 選出特別支 事務次長 主任主査 援学校 査 援学校
「 ゆきわり養 事務部次 主査 護学校 長 鶴岡養護学 主任主査 主事 を 「 ゆきわり養 事務部次 主任主査 長 護学校 長 鶴岡養護学 主任主査 主査 校 校 に、

	A =1 == =		-				
寒河江警察	会計課長	上席の会 計課係長	I	寒河江警察	会計課長	会計課専	
^有 村山警察署	会計課長	調査官		署		門員	
打四百水石	AHMA	(会計担		村山警察署	会計課長	上席の会	
		当)	を			計課専門	に、
尾花沢警察	調査官	主事(会		尾花沢警察	会計課長	員 主事(会	
署	(会計担	計係)		署	云川床区	計課)	
	当)		1			H1 H/K/	
「	調査官	主事(会	- г				
上的音祭者	調 査 目 (会計担	土事(云 計係)	を	庄内警察署	会計課長	主事(会	
	当)	нт им	9			計課)	
r] _				
鶴岡警察署	会計課長	上席の調	I	鶴岡警察署	会計課長	企画調整	
		査官(会				官(会計	
	A 31 am E	計担当)			A 31 am E	担当)	
長井警察署	会計課長	会計課専 門員	を	長井警察署	会計課長	調 査 官 (会計担	に改め、同項出納員に委任する
南陽警察署	会計課長	調査官				当)	
	五町MX	(会計担		南陽警察署	会計課長	会計課専	
		当)			-101000	門員	

事項の欄第1号イ及びト中「こと」を「こと(同項第14号に掲げる経費に係るものにあつては、山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、南陽警察署及び米沢警察署に置く出納員に限る。)」に改め、同表第7項中

小国警察署	専門員	主事(会		小国警察署	会計課長	主任(会	
	(会計担	計係)	を			計課)	に改める。
	当)						 -

別表第2第2項第9号中「、捜査関係事項の照会に要する経費(警察本部及び警察署における照会に係るものに限る。)」を削り、同項に次の1号を加える。

(14) 警察本部又は警察署における経費のうち捜査関係事項照会に要する経費、死体検案謝金、警察犬借上謝金、警察通訳人に対する謝金及び費用弁償、道路交通法第102条第5項に規定する臨時適性検査の診断料、死亡時画像診断料、被留置者の診療に要する経費、証拠物件の運搬に要する経費、犯罪被害者等に対する公費支援に要する経費、司法解剖遺体の修復及び搬送に要する経費、犯罪現場のハウスクリーニングに要する経費、犯罪被害者等の一時保護施設の借上げに要する経費並びに警察職員の緊急呼出しに伴うタクシーの利用に要する運賃

別記様式第68号裏面中「3万円」を「5万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

_訓 令

山形県訓令第9号

方 出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

号外(9)

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 別表第1号1本庁の項の表中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に、

健長 健康長寿推進課 を 健康づくり推進課 健推 に改め、同表2出先機関の項の表中 長寿社会政策課 長政 山形県婦人相談所 婦相 山形県女性相談センター 女相 に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第281号

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。 平成30年4月1日

> 山形県知事 吉 村 美 栄 子

健康福祉部健康長 寿推進課

健康福祉部長寿社 会政策課

に改める。